

○臨時的任用職員の管理に関する規程

〔平成9年3月31日
訓令甲第5号〕

改正 平成25年11月26日訓令甲第1号
令和2年4月1日訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261条）第22条に規定する臨時的任用職員の管理について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 臨時的任用職員の管理については、桜井市臨時的任用職員に関する規則（平成23年3月桜井市規則第2号）を準用する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月26日訓令甲第1号)

この規程は、平成25年11月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(令和2年4月1日訓令甲第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。